

千葉市緑化推進協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の緑化意識の高揚を図り、民有地の緑化を促進するため、千葉市緑化推進協議会が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該千葉市緑化推進協議会に対し、補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第2条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、下記の次の各号に定めるものとする。

- (1) 会議費
- (2) 会報費
- (3) 地区活動費
- (4) 行事費

2 補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市緑化推進協議会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則
- (4) 会員負担金一覧

(交付決定通知)

第4条 規則第6条の規定による通知は、千葉市緑化推進協議会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市緑化推進協議会事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の確定通知)

第6条 規則第13条の規定による通知は、千葉市緑化推進協議会事業補助金確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付をしようとするときは、千葉市緑化推進協議会事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第8条 規則第17条第1項の規定による通知は、千葉市緑化推進協議会事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)によるものとする。

(返還命令)

第9条 規則第18条第1項又は第2項による返還命令は、千葉市緑化推進協議会事業補助金返還命令書(様式第7号)によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

千葉県緑化推進協議会事業補助金交付申請書

千葉県長 様

住 所 千葉県
 団 体 名 千葉県緑化推進協議会
 代表者名 会長

年度千葉県緑化推進協議会事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び概要		
補助事業の効果		
交付を受けようとする補助金の額及びその算定基礎		円
		※ 全体の事業予算 円
		うち補助対象経費 円
補助金交付の希望時期		年 月 日
補助事業の	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添付書類		1 年度事業計画書 2 年度収支予算書 3 会員負担金一覧 4 当協議会会則

千葉市指令都緑第 号

所在地 千葉市
団体名 千葉市緑化推進協議会
代表者名 会長 様

千葉市緑化推進協議会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、千葉市緑化推進協議会事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定に基づき通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助金は、本事業以外に使用してはならない。2 補助事業終了後は、直ちに補助事業等実績報告書・決算書を提出しなければならない。3 千葉市補助金等交付規則を遵守すること。

千葉県緑化推進協議会事業実績報告書

千葉県長 様

住 所 千葉県
団 体 名 千葉県緑化推進協議会
代表者名 会長

年 月 日付千葉県指令都緑 号により補助金の交付決定のあった千葉県緑化推進協議会事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
補助金の返納額	円
添 付 書 類	1 事業実績書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類

住 所 千葉市
団 体 名 千葉市緑化推進協議会
代表者名 会長 様

千葉市緑化推進協議会事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市緑化推進協議会実績報告書により、 年度千葉市緑化推進協議会事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
補助金の返納額	円
その他記載事項欄	

年 月 日

千葉市緑化推進協議会事業補助金事前交付請求書

千葉市長 様

住 所 千葉市
団体名 千葉市緑化推進協議会
代表者 会長

年 月 日千葉市指令都緑第 号により補助金の交付決定があった補助金の事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助事業の交付決定額	円
交付請求額	年 月 日交付 円
添付書類	1 千葉市緑化推進協議会事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

千葉市緑化推進協議会
会長 様

千葉市緑化推進協議会事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令都緑 第 号により通知した、千葉市緑化推進協議会事業補助金について、次のとおり交付の決定を取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金交付確定額	円
取 消 額	円
取消後の交付確定額	円
取 消 理 由	

千葉県緑化推進協議会
会長 様

千葉県緑化推進協議会事業補助金返還命令通知書

年 月 日付千葉県達都緑 第 号により通知した、千葉県緑化推進協議会事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第18条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

補助金交付確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	